

## 随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立浜町敬老館等複合施設大規模改修工事（建築・漏水対策その他追加工事）
2 施 行 場 所	中央区日本橋浜町三丁目37番1号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	保育園：5歳児室壁下地補修 事務室天井内躯体補修 敬老館：空調機械室吸音材改修、 玄関下り壁躯体補修、 男女脱衣室天井内躯体補修 男女浴室出入口立上り防水改修、 男子浴室壁仕上げ改修 休憩コーナー建具額縁改修、 控室床の間改修工事 児童館：3階空調機械室吸音材改修 共用部：R階鳩小屋止水工事、 4階屋上防水改修工事
5 工 期	令和6年3月22日まで
6 契 約 金 額	15,763,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年10月31日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区日本橋大伝馬町10番6号 森組・新日本リフォーム建設共同企業体 （代表者）株式会社森組東京本店 執行役員本店長 藤田 博
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	現在、中央区立浜町敬老館等複合施設大規模改修工事（建築工事）が森組・新日本リフォーム建設共同企業体にて施工中である。今改修において設計時には調査が出来なかった、区民館、児童館での漏水、天井内の躯体の不具合及び機械室内の吸音材等の劣化が発見され、改修する必要があるが生じた。 今回の工事は本工事と同一の工種、職種であることから、追加工事とすることにより、下請業者を含めて同一会社によって作業を行うことが可能となる。また、一元的な施工管理により、車両及び資機材の搬出入動線の重複、工事業者同士の交錯の回避が可能となる。 このため、施工上同一現場での作業、工程調整を効率的に進めるためには、現在、本体工事を施工中の上記業者が施工することがもっとも有効であり、交通誘導員、事務所、共通仮設を本体工事と共用することで

	<p>の仮設費の削減も見込める。さらに、経費についても概ね43%の削減を図ることができる。</p> <p>以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結する。</p>
10 根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号